

令和 8 年第 1 回京丹波町議会定例会（第 4 号）

令和 8 年 3 月 2 5 日（水）

開議 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議案第 5 号 京丹波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第 6 号 京丹波町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第 7 号 京丹波町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 8 号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 9 号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 10 号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の制定について
- 第 10 議案第 11 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 12 号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 13 号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 14 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 15 号 令和 7 年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約の変更について
- 第 15 議案第 16 号 令和 7 年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第 2 - 5 工区）開設工事請負契約の変更について

- 第16 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第17 議案第18号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 第18 議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算
- 第19 議案第20号 令和8年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第20 議案第21号 令和8年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議案第22号 令和8年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第22 議案第23号 令和8年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第23 議案第24号 令和8年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第24 議案第25号 令和8年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第25 議案第26号 令和8年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第26 議案第27号 令和8年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第27 議案第28号 令和8年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第28 議案第29号 令和8年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第29 議案第30号 令和8年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第30 議案第31号 令和8年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第31 議案第32号 令和8年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第32 議案第33号 令和8年度京丹波町水道事業会計予算
- 第33 議案第34号 令和8年度京丹波町下水道事業会計予算
- 第34 議案第35号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 第35 議案第36号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）
- 第36 議案第37号 令和7年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第37 議案第38号 令和7年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第38 議案第39号 令和7年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第39 議案第40号 令和7年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第40 議案第41号 令和7年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）
- 第41 議案第42号 令和7年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第42 議案第43号 令和7年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第43 議案第44号 令和7年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第44 議案第45号 令和7年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第45 議案第46号 令和7年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）

- 第46 議案第47号 令和7年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第47 議案第48号 令和7年度京丹波町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第48 議案第49号 令和7年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第49 発委第 1号 京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第50 発委第 2号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第51 発委第 3号 米の価格安定と食料安全保障についての意見書
- 第52 閉会中の継続調査について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（13名）

- 1番 樋口 由実 君
- 2番 居谷 知範 君
- 3番 西山 芳明 君
- 4番 谷口 勝巳 君
- 5番 山崎 眞宏 君
- 6番 山崎 裕二 君
- 7番 奥田 健次 君
- 8番 東 まさ子 君
- 9番 伊藤 康二 君
- 10番 畠中 清司 君
- 11番 大澤 順可 君
- 12番 松村 英樹 君
- 13番 梅原 好範 君

## 4 欠席議員（0名）

## 5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

- 町 長 畠中 源一 君
- 副町長 山森 英二 君

|          |        |
|----------|--------|
| 総務部長     | 松山征義君  |
| 健康福祉部長   | 中川豊君   |
| 産業建設部長   | 栗林英治君  |
| 企画情報課長   | 堀友輔君   |
| 総務課長     | 田中晋雄君  |
| 財政課長     | 山内明宏君  |
| デジタル政策課長 | 田畑昭彦君  |
| 税務課長     | 小山潤君   |
| 住民課長     | 大西義弘君  |
| 福祉支援課長   | 原澤洋君   |
| 健康推進課長   | 宇野浩史君  |
| 子育て支援課長  | 保田利和君  |
| 医療政策課長   | 中野竜二君  |
| 農林振興課長   | 山内敏史君  |
| 商工観光課長   | 片山健君   |
| 土木建築課長   | 小松聖人君  |
| 上下水道課長   | 村田弘之君  |
| 会計管理者    | 谷口玲子君  |
| 瑞穂支所長    | 豊嶋浩史君  |
| 和知支所長    | 山内善史君  |
| 教育長      | 松本和久君  |
| 教育次長     | 岡本明美君  |
| 学校教育課長   | 四方妃佐子君 |
| 社会教育課長   | 西山直人君  |

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 樹山敬子 |
| 書記     | 山本美子 |
| 書記     | 松谷洋二 |

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

本会期中に、各常任委員会並びに予算特別委員会が開催され、提出議案等の審査が行われました。

3月18日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議がなされました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告等が行われました。

また、京丹波町新型インフルエンザ等対策行動計画について、内容の説明を受けました。

本日、本会議終了後、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様、よろしくお願いたします。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(梅原好範君) 日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第4、議案第5号 京丹波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第4、議案第5号 京丹波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第5号 京丹波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の討論を行います。

令和6年6月、全ての子どもの育ちを応援するとして乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されました。令和6年度から試行的事業として実施がされ、令和8年度から全ての自治体で本格的に実施することになりました。誰でも通園制度は、親の就労の有無等に関係なく、6か月から3歳未満の子どもを原則月10時間まで施設等で預かる事業であります。保護者負担は、子ども1人1時間当たり300円であります。本町では、10か月から満3歳未満の子どもを3か所のこども園で1時間1人の利用定員で行い、給食は行わないとお聞きいたしました。保護者のニーズはあると思いますが、月10時間までの利用というのは、子どもが集団になじむにはあまりにも短時間であり、子どもにとっても大きなストレスになることあるのではないのでしょうか。保育士不足や余裕がない状況がある中での実施は、慎重に進めるべきであります。

また、問題点として財源確保の問題があります。誰でも通園制度の財源は、2026年度以降、国4分の1、府8分の1、町8分の1、子ども・子育て支援金2分の1となります。子ども・子育て支援金で多くを賄おうとしておりますが、子育て支援の財源は政府の責任で行うべきで、医療サービスを削減したり、医療保険料に上乗せをして徴収することは行うべきではありません。

日本共産党は、その財源は多くの利益を上げている大企業や富裕層に応分の負担を求める税制改革、大軍拡計画を中止することなどによって確保すべきと考えています。

以上、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○10番（畠中清司君） ただいま審議中の議案第5号 京丹波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

この制度は、就労の有無にかかわらず、全ての未就園児が一定時間保育施設を利用できる仕組みであり、こども家庭庁が中心となって推進しています。

現在、日本では少子化が深刻化し、子育て家庭の孤立や育児不安が社会の課題となっております。

こうした中で、国が進める本制度は、子どもの最善の利益を守る重要な施策であります。

家庭の状況に関係なく、子どもが集団生活を経験し、専門職の関わりを受けられることは、発達支援の観点からも極めて重要であり、早期に社会性や基本的な生活習慣を身につける機会を提供することは、将来の健全な成長につながると考えます。子育ては喜びである一方、大きな負担を伴います。短時間でも安心して子どもを預けられる環境があれば、保護者の心理的・身体的負担は軽減されます。育児疲れや孤立の予防、さらには児童虐待の未然防止にもつながると期待されます。通園を通じて、保護者同士や保育士との交流が生まれ、相談しやすい関係が築かれます。地域全体で子どもを育てる基盤づくりは、これからの少子化対策に不可欠であります。保育士不足や受入れ体制整備などの課題はありますが、それを理由に制度を否定するものではなく、改善を重ねながら前進すべきであり、子どもへの投資は将来への投資であります。

以上のことから、京丹波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

議案第5号 京丹波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5 議案第6号 京丹波町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、議案第6号 京丹波町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(梅原好範君) 賛成多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第7号 京丹波町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第6、議案第7号 京丹波町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第8号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第8号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第9号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第8、議案第9号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第10号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第9、議案第10号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

居谷君。

○2番(居谷知範君) ただいま上程されております議案第10号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の制定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

本町では、現在、満15歳に達する日以降、最初の4月1日から満18歳に達する日以降、最初の3月31日までの高校生などの保険診療分の自己負担相当額を助成する事業を実施さ

れておりますが、助成を受けるための受給証はなく、医療機関を受診した際には、一旦自己負担額を全額支払い、後日、役場にて払戻しの手続を行う、いわゆる償還払いの方式が取られてきました。保護者にとってこの方式は、申請書の役場窓口などへの提出や領収書の保管など大きな負担となっており、また、診療内容によっては多額の立替えが必要になるなど、子育て世代にとって本来は良い施策でありながらも、デメリットもある制度設計であったことから、複数の保護者の方から立替払いの必要がない現物支給への移行を切望する声を聞いていたところでした。

本条例の制定により、今年10月1日以降、京都府内の医療機関を受給者証もしくはマイナンバーカードなどを提示した上で受診した場合、立替払い及び払戻しの手続が不要となり、保護者の負担が軽減されることは非常に歓迎すべきこととあります。また、役場への問合せや窓口対応も減るため、間接的に事務負担の低減にもつながるものと考えます。

今後、本条例の運用に際しまして、適切な広報による周知徹底をお願いいたしまして、議案第10号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の制定についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） 東君。

○8番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第10号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の制定について、賛成討論を行います。

京丹波町すこやか子育て医療費助成制度は、幼児及び児童の医療費を助成することにより、安心して子育てができる社会づくりを目的とし、出生から中学生までの医療費を病院窓口で無料としてきました。

しかし、15歳から18歳になった日以降の3月31日までの子を対象とする高校生等医療費助成制度は、受給者証が交付されず、一旦病院窓口で自己負担額を支払い、後日、申請により払戻しを受ける償還払いにより無償化を実施してきました。

今回、新たに制定する京丹波町すこやか子育て医療費助成制度は、対象者を児童と高校生等とし、出生から18歳まで病院窓口での無償化が実施されることとなりました。10月1日施行となります。助成制度がみんなに行き渡り、家庭の負担軽減や行政の窓口負担も軽減されます。多くの皆さんの願いが実現いたしました。子育てに優しい町という意識がより広がると思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第11号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第11号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○8番（東まさ子君） 子ども・子育て支援納付金を賦課するということでもありますけれども、18歳未満の子どもについては10割軽減するということになっているようであります。この18歳未満の子どもの軽減した分については、どのように財源を確保するのかお聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 18歳以下の支援金の均等割額につきまして、全額軽減措置が講じられるということを聞いております。国からの支援ということで理解をしております。以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） それでは、議案第11号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

平成24年に行われた子ども・子育て支援法の改定に基づいて、来年度から医療保険料に上乗せをして子ども・子育て支援納付金が徴収されることになりました。国保税は、国保加入者とその家族の医療費の財源に充てるための医療分のほか、75歳以上の高齢者の医療に充てる後期高齢者支援分、介護保険財政に納付するための介護分から構成されております。政府は、2023年12月に閣議決定したこども未来戦略に児童手当の拡充や育児休業給付の引上げ、こども誰でも通園制度などを盛り込みましたが、これらの施策の財源の一部とするために医療保険料に上乗せをして、子ども・子育て支援納付金を徴収することを決めました。2026年度から始まります保険税率は、所得割0.27%、均等割1,200円、18歳以上は均等割100円、平等割800円であります。均等割は1,200円ありますが、18歳未満の均等割は10割軽減してゼロにします。しかし、10割軽減といっても公費の投入がなく、その分が18歳以上の国保加入者の保険税で補填することになっており、そのために18歳以上の均等割が創設されました。子育て世帯への支援は重要であります。しかし、そのための財源を医療保険料に上乗せをして徴収したりするような方法は取るべきではありません。子育て支援の財源は国の責任で捻出すべきであることを指摘いたしまして、反対討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第12号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第12号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） 今回の改正によって、診断書、特殊文書（複雑診断書等）というのも旧にありますが、証明書に関しまして細分化が行われて、手数料等が変わってくるということになっております。診断書は、標準的なもの、複雑なもの、相当複雑なもの、証明書は、簡単なもの、標準的なもの、複雑なもの、相当複雑なものといったような区分になるわけですが、この区分を分ける基準についてお示しいただければと思います。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） それでは、区分の説明でございます。

まず、診断書でございますが、標準的なものは、短時間で記載ができ、内容のチェックにそれほど時間を要しないものとしております。また、複雑なものにつきましては、多岐にわたる記載が必要で、内容のチェックに時間を要するものとしております。相当複雑なものにつきましては、相当多岐にわたる記載が必要で、内容のチェックに相当な時間を要するものとしております。

それと、証明書につきましては、簡単なものについては、短時間で記載ができ、内容のチェックに時間を要しないもの。標準的なものにつきましては、短時間で記載でき、内容のチェックにそれほど時間を要しないもの。複雑なものについては、多岐にわたる記載が必要で、内容のチェックに時間を要するもの。相当複雑なものにつきましては、相当多岐にわたる記載が必要で、内容のチェックに相当な時間を要するものとしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○6番（山崎裕二君） 説明いただきました。証明書に関しまして、簡単なものが価格にして5倍になってます。そこはどういった基準で5倍に引き上げることが妥当というふうに提案に至ったか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） これまでの料金が他市町の公立病院でありますとかそういったところと比較いたしまして低額であったこと、それと、補足説明でも申し上げましたけれども、条例の制定から20年が経過して実情と合っていないということで、診断書、証明書ともに、特に診断書でございますが、多様化・複雑化してきたため、現在の手数料の体系では2種類しかなかったということで、窓口で対応しづらい状況であったということから、他市町の病院でありますとか、公立病院でありますとか、そういったところを参考に設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

東君。

○8番（東まさ子君） 病室の個室を引き上げるということではありますが、個室というのは何室あるのか。また、医師が個室を認めた場合はどうするのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 個室については10室でございます。

医師が個室に入ることが必要と認めた場合については、あまり事例はございませんが、室料は徴収しないことといたしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） それでは、議案第12号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

診療報酬が本当に低い中、いろいろと病院経営に努力していただいていると認識しております。今回、診断書や証明書、個室使用料の改定が提案されております。特に、個室使用料3,850円から4,950円へ1,100円の増額となります。委員会でも近隣市町の状況を聞いておりましたら、どことも本町の使用料よりも高く設定されておりました。京都中部総合医療センターは本町より低かったと思っておりますが、そういう状況でありました。

しかし、この間、医療福祉制度は後退し、町民の暮らしも大変な中、病院の個室使用料の引上げについては認めることができないことを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第13号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第12、議案第13号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○8番（東まさ子君） 今回の改正は、2025年度の税制改正の影響で、介護保険の1号被保険者の保険料段階に異動が生じ、2026年度の介護保険料収入が減少することが見込まれることから特例措置を設けるということではありますが、やはり国の税制改正により生じたことであり、減税されたら減税された分を支払うということが筋ではないかと思うんですけども、見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 介護保険料につきましては、計画期間中、3年間、原則変更することができないというルールになっております。予期し得ない事情によりまして、介護保険の財政に影響を与えることがないように今回の措置を行うものとなっておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） 議案第13号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

介護保険料の1号被保険者保険料は、市町村民税の課税状況や合計所得金額等を算定基準としており、2025年度の税制改正により、現在の第9期介護保険事業計画において、一

部の被保険者の保険料段階が異動を生じ、2026年度の介護保険料収入が減少することが見込まれ、保険料収入不足により、事業運営に支障が出る事態を避けるためとして、税制改正で影響を受けないよう改正を行うとしております。令和8年度の介護保険料の算定に限り、給与収入が55万1,000円以上190万円未満の人は、介護保険料の算定基準となる合計所得金額が税制改正前の水準まで引き上げられ、また、市町村民税の課税・非課税の判定についても同様に税制改正前の基準に基づいて計算されます。そのために、税制改正により令和8年度の住民税が非課税になった場合でも、介護保険料の所得段階は課税と判定されることがあるということであり、介護保険制度を持続していくための措置として実施するとしておりますが、下がる保険料はやはり下げるべきであります。保険料引下げを行った場合の必要な予算は、国が責任を持って財政措置すべきであると思っております。

以上、指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

議案第13号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第14号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第14号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） 今回、公務災害の補償の最低額を1万円とするということです。新旧

対照表の第5条の2にもありますように、ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、新しいほうであれば、1万5,000円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができるということになっておりますが、公正を欠くと認められるとき、この判断基準についてお示してください。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） その人の生計を立てるという意味での基準になっておりまして、それを判断するものというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

議案第14号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第15号 令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約の変更について》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第15号 令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎眞宏君。

○5番（山崎眞宏君）　まず、資料1の変更理由についてお伺いいたします。

従来の低圧受電から、道の駅としての機能を維持するため、高圧受電への切替えに伴い、受電日は当初予定では11月であったが、関西電力との調整の結果、1月末となり遅延となったとありますが、協議はいつから始められたのか。

2つ目が、11月から1月末になった理由です。これは関西電力側なのか。町側なのか。書類の不備とかなのか。そういう理由をお伺いいたします。その中で、もし関西電力側にあるなら、例えば民間企業でしたら開店日等告知している場合、営業補償等があるんですが、その辺りはどのようにしているのか、まずお伺いいたします。

次です。資料2に関しまして、最上段の地中障害物の発生については、設計前にどの程度地質調査をされたのかお伺いいたします。

また、アスファルト舗装に関して、過去の設計図、施工図から確認できる事柄であったと思いますが、例えばコア抜きとかそういうことはされていないのか。その点どこまで確認されたのかお伺いいたします。

アスファルト撤去及び舗装についてですが、当初設計においては、アスファルト舗装は50ミリで見込んでいたが、既設の実測が100ミリであったことから、50ミリから100ミリに変更になってるんですが、もともとこの50ミリ、100ミリはどの部分、施工で言う一番上層の部分の50ミリを言うのか。下層部から言うのか。そこを分かるようお願いいたします。

それと、当初設計が50ミリであったのを100ミリに変える理由をお伺いいたします。当初設計との意味合いが変わってくるので、そこをお願いいたします。

既存棟の内壁の劣化についてですが、設計段階では内部調査、例えば非破壊検査とかそういうことはされていないのか。今回、劣化した柱とか、間柱とか、図面の資料3-3で言うと、XとかYとかで言うとどこの値になるのかお知らせください。

以上です。

○議長（梅原好範君）　片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君）　順番にお答えさせていただきます。

まず、工期の変更理由の関西電力の受電圧の変更についてからです。いつから協議を始めたかということですが、10月に関電への申請をするということで、9月下旬ぐらいから協議を始めたというふうに報告を受けているところでございます。

それから、10月に申請をすると、おおむね11月にはそれがかなうであろうという予想を立てていたところ、これが1月になったということですが、これは関西電

力株式会社側の事情によるものでございます。

具体的に申しますと、関西電力から説明があった内容は、社会通念上言われる2024年問題とか2025年問題の圧倒的な労務不足ということが関西電力側に発生しているということで、これが大体一月でかなうだろうと思ってたものが、3か月かかるということになったと報告を受けているところです。そのことについては補償の対象になるのではないかなというようなご質問だったと思うんですけども、これも当然、工事としては非常に困ることですので、かなり調べたところ、関西電力には電力供給約款というのがございまして、その約款の中で、一応いつまでに完了できるであろうという予定日を示すことにはなっているんですが、約款上、免責条項というのがありまして、それ相応の事情がある場合、その期間が延びることについて責を負わないというような条項であり、工事側としてもいかんともし難かったというようなことで伸びたということでございます。

それから、地中障害の転石のことであつたと思いますが、その調査ですけども、設計段階で建築基準法上に定める国交省が示す地質・土質調査業務共通仕様書というものに基づいて、ボーリング調査を実施しました。どの程度かということにつきましては、この基準に基づいて2点調査をすることが必要というふうになってはいますが、3点のボーリング調査をしました。それに基づいて調査をした結果、多くの地中障害（転石）を発見することには至らなかったところでございます。

アスファルト舗装について、5センチから10センチの部分ですけども、これはどの部分かという話ですけど、一番上の表層部分の厚さ、これは設計が5センチで見ていたということはどういうことかといいますと、表層部分の5センチを想定をして、その部分のアスファルトを撤去して工事を行った後、必要部分をまたアスファルト舗装し直すというふうな設計をしていたところ、終わってみると基準よりも大きめの10センチの表層舗装がされていたということが判明し、撤去する部分も5センチではなく、10センチ分掛ける面積分の撤去が必要になったということです。後は5センチの表層の舗装のし直しをするわけですけども、その下の部分の5センチの部分については、もともとアスファルトだったわけですから、碎石で敷き直して、その上に表層をかけたというような工事になったというものでございます。

理由についてでございますが、これについても非常に理解ができないというか、基準に基づく以上の表層舗装するということは、それだけ経費がかかっているはずなので、その基準については理由がはっきり判明しないということが事実でございます。

それから、既存棟の内壁のことでございますけれども、設計段階では非破壊検査というよ

うなことには至っておりません。外壁ではなしに内壁の中なので、それほど腐食が進んでいないというふうな想定でした。これは現場でのお話からさせていただきますけれども、少し雨漏りがあって、それが内壁にも伝ってきたのではなかろうかというような予測がされていまして、実際に開けてみると腐食が進んでいたという部分でございます。

それから、位置の関係でございますけれども、今議員がおっしゃった資料番号で言いますと3-3です。3-3を見ていただいて、内壁部分に赤く記しているところがあるかと思えます。3か所です。その内壁部分のところの柱であり、間柱であり、基礎の部分の柱というところがやり替えが必要になったというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 片山課長、質問者は、アスファルトの問題、5センチを想定して10センチの厚みがあった場所は、部分的なのか全面か、場所も尋ねておられます。

片山課長。

○商工観光課長（片山 健君） 資料番号で言いますと3-2の部分ですけれども、3-2の敷地内の中の赤の斜線で色分けしているところの面積の部分全面を設計では5センチと見込んでいたところでございますけれども、これが全て10センチ表層であったという部分でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○5番（山崎眞宏君） 今の最後の柱の部分のことなんですけど、Xの何とかというのはなかったんですけど、ただ、令和7年度第2回の6月議会で提出されている資料を見ますと、この上の説明書のところに、Y1通（X1～X2一部）とY3通（X4～X5一部）の腐食木造構造部材を新材に交換すると先に書いてあるんです。それは今回やったからじゃなくって、この時点で去年の資料の中に書いてあるということはそこで分かっていたのと違いますかということがあります。そこを説明ください。

それに関しましてもう1点は、トイレを移設するから外して新しく付けようとしたら、交換じゃなくて既設部分を使うということでしたが、6月にもらってる図面の説明では、工事範囲にトイレは入ってないように見えるんです。斜線部で示してあるんですけど、トイレ入ってないけど、何で今回トイレの工事するんですかということをお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） まず、柱の件につきまして、今手元に詳細資料がございませんので、詳細なお答えができません。

それと、もう1点、トイレの件につきましては、これも手元に資料はございませんが、当初、請負契約の時点のことをおっしゃっていると思うんですけど、その時点でもトイレの工事は施工するというようになっていたというものと理解しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時04分

○議長（梅原好範君） 再開します。

片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） すみません。お待たせをいたしました。

6月議会の当初請負契約のときの資料でいいますと、恐らく資料3-4を持たれていると思うんですけども、そのうちの現況部分について、赤で記している部分があるのですが、その部分については間仕切り変更で撤去するというふうにしております。これは今回も当初も変わらないということです。そのうち、軸で言いますと1点目がX3軸、真ん中です。縦ですけども、X3から、Y3から下向きにといいますか、その部分についてはもともと残る予定にしている部分です。それから、Y3軸のX4から3にかけての柱についても間仕切りとしては残る予定、これは当初も今も変わらずということです。

もう1点が、Y1の横軸から、横軸のXa1からX3に向かう途中までの部分については、撤去せずに残る部分というふうにもともと設計している部分でございます。この部分についての腐食をやり直すという今回の変更議案ということになっております。

それと、トイレにつきましても今調べましたけれども、もともと当初からやり替える方向でご提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 質疑ありますか。

東君。

○8番（東まさ子君） 今、山崎議員が聞かれたかも分かりませんが、今回の変更で一番大きいのが地中障害物のところであります。2,600万円余りです。今、新築棟は完成してしまって、周りの道路もきちんと整備がされておりますが、今回2,600万円ということで、資料3-1であります。ここは皆完成しているということだったら事後承諾みたいな形になるわけですか。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 事後承諾といいますか、この工事の間にいろいろな変更が実は生じていますけれども、軽微な変更をいろいろと精査する中で、変更契約、増額契約しなければならないとなった契約部分を今回変更契約させていただくということで、全てのバランスの中で発生してきたものの中の一部として変更契約をさせていただくという内容です。ちょっと分かりにくいんですけども、この部分だけを取り上げての変更契約ということではございません。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） 同じく資料3-1なのですが、この赤で囲った面積の部分から自然石が150立米出てきたということなのですが、まず、この赤で囲った部分の面積が幾らになっているのか答弁ください。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） すみません。今手元に持ち合わせておりませんので、答弁できません。申し訳ございません。

○議長（梅原好範君） 山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） 面積が分かたらな良かったんですが、仮に試算してみますと50センチ掛ける50センチ掛ける50センチ、50センチ四方の石が、150立米が600個出てきた。30センチ四方の石だと1,600個出てきたということになるわけなのですが、面積と深さもあると思うんですが、もともと石がごろごろ出てくることに由来する地名という話もありましたが、予見できなかったのか。そして、今後、こういった設計をするに当たって、そういったこともほかの箇所でも必要になってくるかと思うんですがそれが、予見できなかったことに対して教訓になる部分といったところでお示しいただければと思います。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） まず、転石、自然石のボリュームの件ですけれども、確認をしたところ、一番大きなもので直径が1.3メートルのものが出てくるぐらいのレベルで、相当量があったということです。もちろんこの150立米というのは、処分をする必要がございますので、マニフェストというものでボリュームというのは計算式で出てくるということです。個数については分かりませんが、ボリュームについてはそういうことがございます。

それから、最後に議員がおっしゃった件でございます。先ほどから申し上げてますとおり、国交省の基準ですとか建築基準法の基準に基づいてボーリングをしたということは、客観論

として掲げておるわけですが、おっしゃるとおり、もっと綿密な情報収集とかさらなる詳細な調査があった場合は、変更契約ではなく、当初、請負契約の時点でご審議いただくこともあったのではなからうかというふうにも実は考えているところでして、今後につきましては基準に基づくものだけではなくて、さらには深い調査、リサーチ、分析といったものを教訓にするというふうにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

議案第15号 令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約の変更に  
ついてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第16号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2－5工区）  
開設工事請負契約の変更について》

○議長（梅原好範君） 日程第15、議案第16号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2－5工区）開設工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

議案第16号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線(第2-5工区) 開設工事請負契約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長(梅原好範君) 日程第16、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○8番(東まさ子君) マスターズハウスの指定管理者を指定するものでありますけれども、現状はどこが管理されているのでしょうか。

○議長(梅原好範君) 片山商工観光課長。

○商工観光課長(片山 健君) 現在は、グリーンランドみずほ株式会社が指定管理者として管理をしています。そこから以前にも答弁をさせていただきましたとおり、業務委託ということで、加工施設の一部につきまして町内の業者に再委託をして管理をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(梅原好範君) 東君。

○8番(東まさ子君) そしたら、貸すことが可能となるそういう契約となっているわけですか。

○議長(梅原好範君) 片山商工観光課長。

○商工観光課長(片山 健君) 指定管理の管理に基づく基本協定の中の第7条の適用をもち

まして、再委託をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） 委員会でもちょっと聞かせていただいたんですが、研修室が4時間以内で550円といった料金が条例で定められている。農畜産物処理加工施設239平米の中に研修室があるということなんですが、研修室の面積で言うと、この加工施設の大体何分の1ぐらい、平米が分かっただけならもちろん答えていただければいいんですけど、研修室の550円の料金が占める場所の面積の割合が分かれば答弁ください。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） マスターズハウス全体に占める面積についての細かな表記は手元には持っておりませんが、おおむね目測で見ますと、研修室は3分の1程度の面積になるかと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

議案第17号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第18号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について》

○議長（梅原好範君） 日程第17、議案第18号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） 計画の60ページに、基金積立てをしていくということなのですが、おおむね5年間の計画の中で基金の積立てをどれくらい見込んでいるのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 過疎ソフト分の関係でございまして、現在のところは必要な事業に直接充当しておりまして、ここの計画には見込んでないわけでございますけども、その都度、必要な事業に今のところは充当させていただいて、一般財源の軽減に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

東君。

○8番（東まさ子君） 新旧対照表16ページの産業の振興のところの商工業・観光であります。アの商工業のところの変更後のほうには、商店街などの地域に根ざす小規模商店街の活性化に向けた支援等に努めるというのが抜け落ちてるんですけど、これはどういう意味で省かれたのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 24ページの関係かと思えますけども、これにつきましては文言整理等で整理しておりまして、商工業者を支援しないというわけではございませんで、そういう処理でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○8番（東まさ子君） 文言整理ということでありましたけど、2行ぐらいが抜けてるので、どうかなと思って質問をしたわけでありまして。文言整理ということでありましたら、分かりました。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

議案第18号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

質疑の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長(梅原好範君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第18、議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算～日程第33、議案第34号 令和8年度京丹波町下水道事業会計予算》

○議長(梅原好範君) 次に、日程第18、議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算から、日程第33、議案第34号 令和8年度京丹波町下水道事業会計予算を一括議題とします。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

居谷委員長。

○予算特別委員会委員長(居谷知範君) それでは、去る3月16日及び17日に開催しました予算特別委員会の審査結果について報告いたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員としてお世話になりましたので、審査の経過、内容につきましては、ご承知いただいておりますので、省略いたしまして、審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第7条の規定により報告いたします。

事件の番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第20号 令和8年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号 令和8年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第22号 令和8年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第23号 令和8年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。

議案第24号 令和8年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号 令和8年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号 令和8年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。

議案第27号 令和8年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。

議案第28号 令和8年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。

議案第29号 令和8年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。

議案第30号 令和8年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。

議案第31号 令和8年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。

議案第32号 令和8年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。

議案第33号 令和8年度京丹波町水道事業会計予算、原案可決。

議案第34号 令和8年度京丹波町下水道事業会計予算、原案可決。

なお、お手元にも、議長あて送付いたしました委員会審査報告書を配付いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、予算特別委員会での審査結果の報告といたします。

失礼しました。

先ほど、議案第21号と読むべきところを議案第22号と読みましたので、再度報告を申し上げます。

事件の番号、議案第21号 令和8年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） それでは、議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

令和8年度予算の中には、小学校・中学校給食費の無償化や出生から18歳までの病院窓口での医療費の完全無料となる制度など、長年の住民運動と世論が実ったことは歓迎するものであります。

しかし、令和8年度、10の成長プロジェクトを重点的に進め、町内での経済循環と交流関係人口の拡大につなげようとしております。それも必要であります。農業後継者対策については、法人や認定農業者、新規就農者には支援をするが、兼業農家や小規模農家には農業担い手としての支援は不十分であります。

また、経済効果があった住宅改修助成制度などの復活などで経済活性化が求められます。

実現した学校給食の無償化でありますけれども、町内の子どもたち全てを対象にすべきと考えます。

また、高齢者の難聴の早期発見と治療につながる検査を住民健診に加えることや、ほかの自治体で進む補聴器購入の助成制度の創設を求めます。

同時に、丹波マーケスの図書館中央館の移転問題については、専門家を交えた十分な検討が必要であることを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

○議長（梅原好範君） 再開します。

次に、賛成者の発言を許可します。

西山君。

○3番（西山芳明君） ただいま上程となっております議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論を行います。

令和8年度の一般会計予算額は、119億2,000万円と前年度比マイナス9.8%、13億円の減額となっております。財政調整基金など基金残高が逼迫をする中、地方交付税など歳入状況は厳しい状況になることが想定され、支出面では、新庁舎整備等の元金償還が

始まったことや、人件費や社会保障関係費等義務的経費の大幅な増加により、大変厳しい財政状況ではありますが、個人税や法人税の増、あるいはふるさと応援寄附金5億円と、前年比25%増など自主財源の拡充に努め、町長就任以来掲げておられます「みんなで、元気、希望、笑顔のあふれる京丹波町に」を基本理念といたしまして、健やかで幸せな食の町、教育と子育ての町、人のふれあいを感じる町の3本柱に加え、令和8年度は新たに4本目の柱として「わかりやすい情報発信による行政の見える化のまちづくり」を掲げ、それぞれ住民ニーズの実現をはじめ、厳しい財政状況の打破のため、自己財源の確保に向けた積極的な取組や、町施策の見える化に腐心した事業の推進を目指す姿勢が伝わる予算であります。

それらの一例を挙げますと、1本目の柱であります、健やかで幸せな食のまちづくり予算に関する重点プロジェクトとして、京丹波くり振興事業として栗生産や新たな加工品の開発に対する補助金の充実、また、フードバレー推進事業として地域おこし協力隊員を増員し、新規就農者の育成などを通して、農産物の直販やふるさと応援寄附金のさらなる拡大に向けた取組を拡充しようとしております。

2本目の柱として、教育と子育てのまちづくりに関する予算では、町立小中学校におきまます生成AIの活用促進に向けた調査研究、また、須知高校を中心とした町の将来の担い手育成として、須知高校魅力化ビジョン推進、学寮の設置、魅力化コーディネーターとして地域おこし協力隊員の採用などを計画しておられます。

また、地域スポーツ振興事業として、全国大会や国際大会に出場する町内居住選手及び団体に奨励金の支給制度を新たに設けるなど、人材育成に向けた新規事業の充実もうかがえる予算となっております。

3本目の柱として、人のふれあいを感じるまちづくりでは、本年9月18日から11月8日まで開催されます都市緑化フェアPRイベントの開催、町営住宅12棟の長寿命化工事の実施、移動系防災行政無線の更新に向けた基本設計業務など新規事業に加え、京丹波ファンクラブの運営の充実、町内への複合商業施設に図書館機能や木育広場など、公共機能の一部移転のための基本構想策定事業などの取組などが予算化をされております。

さらに、令和8年度新たに4本目の柱として、わかりやすい情報発信による行政の見える化のまちづくりを掲げ、自主放送番組に行政情報の発信機能を追加し、お知らせ文書等の負担軽減と情報の共有化を進める新たな取組が計画されております。

このように、厳しい財政状況にある中でも、安定した財政基盤の確立健全化に向けた取組を通じて、住民福祉の向上に向け、努力の詰まった予算であることを申し上げ、賛成討論いたします。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○9番（伊藤康二君） 議席番号9番、伊藤康二です。

ただいま上程されております議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算について、会派新政クラブを代表して賛成の立場から討論を行います。

本予算は、人口減少や少子高齢化の進行、地域経済の活性化、防災・減災対策など、本町が直面する様々な課題に対応しながら、持続可能なまちづくりを進めるための重要な予算であると評価をするものであります。

まず、子育て支援や教育環境の充実に向けた取組についてであります。

子どもたちが安心して成長できる環境づくりは、将来の町の発展にとって欠かすことのできないものであります。本予算においては、子育て支援施策や教育環境整備に引き続き重点が置かれており、若い世代が安心して暮らし続けられるまちづくりにつながるものと期待するものであります。

次に、地域経済と産業の振興についてであります。

農林業をはじめとする地域産業の振興、環境資源の活用、地域事業者への支援など、地域経済を支える取組が盛り込まれております。これらは雇用の確保や地域の活力維持に大きく寄与するものであり、今後のさらなる発展に向けた基盤づくりとして重要であると考えます。

また、防災・減災対策やインフラ整備の推進についても評価するものであります。

近年、自然災害が激甚化する中で、住民の生命と財産を守るための備えは極めて重要であります。本予算において、防災対策や生活基盤の整備が着実に進められていることは安心して暮らせるまちづくりにつながるものと考えます。

さらに、高齢者福祉や地域医療の充実、地域コミュニティの維持など、住民生活に密接に関わる施策についても配慮がなされており、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりに資するものと評価をいたします。

もちろん、本町の財政状況は決して楽観できるものではなく、限られた財源の中で、効率的かつ効果的な行政運営が求められることでもあります。今後も、事業の検証と見直しを行いながら、持続可能な財政運営に努めていただくことを期待するものであります。

以上、申し上げました理由により、令和8年度京丹波町一般会計予算は、本町の将来を見据えた適切な予算であると判断をし、賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願いを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 樋口君。

○1番（樋口由実君） ただいま上程となっております議案第19号 令和8年度京丹波町一

般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

本予算は、厳しい財政状況の中にあっても、将来にわたる持続可能な町政運営を見据え、計画的な財政健全化に取り組みながら、町民生活の安心と福祉向上、将来への投資を両立しようとする姿勢が示されたものと受け止めております。

町長から施政方針で示されております公債費の高止まりや物価高騰、人件費の増加など、本町の財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

そのような中であっても、成長プロジェクトの推進をはじめ、地域経済の活性化や生活環境の向上、デジタル化の推進など、多角的な視点から町の将来を見据えた予算編成がなされている点を評価しております。

また、健康づくり施策や予防事業の充実、現役及び子育て世代のアプローチなど、住民の暮らしに寄り添った取組が進められていることも本予算の重要な柱と受け止めております。

一方で、人口減少や少子化・高齢化の進行に加え、社会情勢の変化に伴う行政需要の多様化など、今後の行政財政運営は一層の工夫と柔軟な対応が求められていると考えます。そのためにも、各施策の効果を丁寧に検証しながら、まさに必要とされる分野へ重点的に資源配分を行うとともに、住民の実情に即したきめ細やかな行政運営を期待するものであります。

高齢者が安心して暮らせる地域づくりや若い世代が住み続けられる住環境の整備など、世代を超えた暮らしの基盤づくりが着実に進められていることを願い、本予算が持続可能で活力あふれる京丹波町の実現につながることを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山崎眞宏君。

○5番（山崎眞宏君） ただいま上程となっております議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算について、会派京丹波活力クラブを代表して賛成の立場から討論を行います。

本予算は、人口減少や地域経済の課題、住民福祉の充実など、本町が直面する様々な課題に対応するため編成されたものであり、町民生活を支え、町政を前に進めていく基本となる重要な予算であると受け止めております。

一方で、個々の事業を見ますと、その進め方や効果について、今後さらに検証や工夫が求められるのではないかと感じられる部分も見受けられます。限られた財源の中で、いかにして最大の効果を上げていくかという視点は、行政にとっても、また私たち議会にとっても、常に意識しておかなければならない重要な点であります。言うまでもなく、この予算の原資は町民の皆様からお預かりした大切な税金であります。私たち議会は、その使われ方が適切であるかをしっかりと見届けていく責任があります。また、予算の次に、決してそれで全て

をよしとするということではなく、議会としてその執行を今後も注視していくという意志を伴うものであるとも考えております。

執行部におかれましては、予算の執行に当たり、事業の成果や必要性を十分に検証しながら、限られた財源を有効に活用し、町民の信頼と期待に応える町政運営に努められることを求めます。

議会としても、その執行状況をしっかりと見届けていくことを申し添え、以上、本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

議案第19号から議案第34号の表決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することと賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和8年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） 議案第20号 令和8年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

子ども・子育て支援納付金を徴収することが2026年度から始まります。国保は、年金生活の高齢者など所得ゼロに近い低所得者が多く加入しております。議案第11号でも申し上げましたけれども、子育て世帯への支援は重要であります。そのための財源を医療保険料に上乗せして徴収したりするような方法は取るべきではありません。子育て支援策として、現在、国が未就学児に対し2分の1減額をしておりますが、町として18歳まで負担をゼロにするべきであります。さらに、現在、未就学児、国が均等割2分の1を公費軽減しておりますけれども、これを18歳まで引き上げるよう国に求めるべきであることを申し上げて、

反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

大澤君。

○11番（大澤順可君） ただいま上程の議案第20号 令和8年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算17億8,245万円について、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険は、京丹波町に暮らす全ての町民の皆様が安心して医療を受けられるよう支える大切な制度です。本町は、高齢化が進んでおり、医療体制の安定は町民生活に直結する重大な課題です。そのため、制度を継続的に維持し、よりよい形で運営していくことは欠かせないと考えています。特に、これからの国民健康保険制度においては、予防医療の充実が非常に重要です。病気になってから治療するのではなく、日頃から健康づくりを進めることで、医療費の増加を抑え、町民の健康寿命を延ばすことができます。京丹波町でも、健康教室や健診の受診率向上など予防に力を入れる取組が進んでおり、今回の議案はそうした方向性を支えるものと受け止めています。もちろん、保険料負担や医療費の増大など、制度運営には課題はあります。しかし、予防医療の推進と併せて、制度を安定的に運営していくことが、長い目で見れば町民の負担軽減にもつながると考えています。

今後とも、医療費の適正化や国保税収率の向上による財政の安定化と公平性の確保に期待し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号 令和8年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和8年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） それでは、議案第21号 令和8年度京丹波町後期高齢者医療特別会

計予算について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療保険料は2年ごとに改正され、令和8年度と令和9年度の保険料は、今回、均等割が1人当たり5万9,590円、所得割額が10.4%となりました。また、子ども・子育て支援金として均等割1,350円、所得割0.25%上乗せとなりました。子育て支援の取組は大事であります、国民に広く負担させる仕組みは問題であります。特に、物価高騰の中、暮らしを圧迫している後期高齢者に負担を課すのは間違いであります。大企業や年収1億円を超える富裕層への減税を続けるのではなく、応分の負担を求めて財源を確保すべきであります。国の予算では軍事費が増える一方で、社会保障費の自然増は抑制されております。また、75歳で線引きをし、かかった医療費の一定割合を保険料で賄うというやり方は、負担能力を全く無視した考え方であり、高齢者に負担を強いる後期高齢者医療制度の仕組み自体にも問題があることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○12番（松村英樹君） 12番議員、松村英樹でございます。

ただいま提案されています議案第21号 令和8年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

我が国は急速な高齢化の進展に直面しており、本町においても高齢化率は年々高まり、後期高齢者医療制度の果たす役割はますます重要となっております。高齢者の皆様が安心して医療を受けることができる体制を維持することは、自治体の重要な責務であります。

この予算は、歳入歳出それぞれ3億3,753万7,000円が計上されております。本会計は、京都府後期高齢者医療広域連合会の算定に基づき、被保険者から徴収した保険料を広域連合に納付する収支となっております。高齢化の進展に伴い、医療需要が見込まれる中、制度の安定運営を図るためには、保険者である広域連合と連携しながら、適正な事業運営を行うことが重要であります。本予算は、その目的に沿ったものであり、高齢者の皆様の健康と安心を守るために必要不可欠な予算であると考えます。本町では、後期高齢者を対象とした個別健診及び人間ドックの助成も継続され、限られた財源の中で高齢者の疾病予防や重症化予防に対応する予算となっており、保健予防の対応がしっかりとされています。

今後においても、高齢者の方が住み慣れた地域で心身とともに健康で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の疾病予防や治療、重症化予防や機能回復訓練などの取組を維持され、医療費の適正化と健康寿命の延伸を図り、持続可能な医療制度の確立に努めることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号 令和8年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和8年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） 議案第22号 令和8年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

介護保険制度は3年に一度改正されます。政府は、2000年の制度開始からこれまで利用者の負担を増やし、給付を減らす改悪を重ねております。サービスを利用する際の利用料は原則1割であります。2割負担、3割負担を導入してきました。令和6年度、令和7年度、令和8年度の第9期事業計画では、保険料の基準額を年間7万500円とし、令和8年度と比べ、年間2,900円の引下げがされましたが、保険料は当初の2倍以上になり限界となっております。介護給付費が増えれば保険料が増える仕組みが困難となっております。国庫負担の増額が必要であります。

しかし、政府は、利用料の原則2割負担、3割負担の人を拡大する。また、ケアプランの有料化や要介護1・2の介護保険外しを計画し、進めようとしております。利用者の負担増やサービス削減の計画は撤回し、処遇改善や事業所への支援を行い、介護する人も受ける人も大切にされる制度となるように国に求めていくことを指摘をして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

谷口君。

○4番（谷口勝巳君） 4番議員の谷口勝巳でございます。

ただいま上程されています議案第22号 令和8年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

まずは、今日まで、この事業が的確に運用されてきたことを高く評価いたします。

歳入では介護保険料が3億3,700万円となっております。保険料は、令和6年度から所得により16段階に区分されるなど配慮されており、その額は最低額2万100円から最高額16万9,200円となっております。令和8年度の徴収対象者は5,468人であります。

歳出は、保険給付費が19億2,700万円となっており、事業内容では、介護保険サービス事業によるきめ細かな委託サービスをはじめ、地域密着型サービスや施設サービスが実施されています。

また、介護予防事業としては多岐にわたる事業が行われており、利用者のよりどころとなっております。介護事業利用者はもちろん、家族にとっても介護保険制度が日常生活の大きな支えとなっており、長寿社会にあって、かけがえのない制度として確立しております。

本町におきましては、65歳以上の高齢者人口は減少傾向にあるものの、高齢化比率は上昇傾向にあり、支え手となる若年層の減少などにより、今後、介護保険制度の安定的な運営がより重要となってまいります。

町民みんなが助け合い、この事業が継続的に運営されますことを願い、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号 令和8年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和8年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号 令和8年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和8年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号 令和8年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和8年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号 令和8年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和8年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号 令和8年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和8年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号 令和8年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和8年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号 令和8年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和8年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号 令和8年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和8年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第30号の採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号 令和8年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和8年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号 令和8年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和8年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号 令和8年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和8年度京丹波町水道事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） ただいま提案されております議案第33号 令和8年度京丹波町水道事業会計予算について、賛成の討論を行います。

このたび、水道料金等の免除についてのお知らせが届きました。国の物価高騰対応重点支援地方交付金1億2,985万1,000円を活用して、水道料金の基本料金を4月請求分から9月請求分まで6か月間、口径13ミリから75ミリ以上までの基本料金を免除するものであります。

日本共産党は、これまで府内でも高い水道料金の見直しを求めてきました。今回の基本料金の免除は、住民の暮らしと営業を守る立場に立った予算であり、令和8年度京丹波町水道事業会計予算に賛成するものであります。

以上、討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第33号 令和8年度京丹波町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和8年度京丹波町下水道事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第34号 令和8年度京丹波町下水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第34、議案第35号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第34、議案第35号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） 今回、のびのび児童クラブ2組の住所を変更するということが、令和8年度、のびのび児童クラブの利用者数は、今年度と比べてどれぐらいの増減があるのか。それがまず1点です。

6月1日から施行するというので、6月1日以降に場所を移動してやっていくということになると思うんですが、ちょうど6月1日は月曜日ですが、その週末、前日、前々日に引っ越しをするのか。そういったところも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 令和8年度の今登録いただいています人数ですけども、合計が200人になってまして、令和7年度当初につきましては193人でしたので、7人の増というところになります。

2点目の6月1日から施行するに当たっての引っ越しの状況ですけども、議員おっしゃったとおり、6月1日は月曜日ですので、5月末の週末が最終の引っ越し日になるんですけども、中は3月末で完成をしておりますので、引っ越しできるもの、準備ができるものにつき

ましては徐々に予定をしております、最終、5月末の土日で終わるという予定にしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

議案第35号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

《日程第35、議案第36号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）》

○議長（梅原好範君） 日程第35号、議案第36号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） 合併特例債の発行に関わって質疑を行います。

合併特例債、令和7年度が最終ということで、令和8年度に事業繰越しをする。これが大体5,800万円弱あるということなんですが、この繰越しに当たって、主にLED化といったところがたくさんあるんですが、LED化の再繰越しが多分問題になってきますので、発注の時期であったりとか発注の方式、同じような工事であったら一括で発注するのか。それとも、それぞれの施設に応じて分割で発注するのか。そういったところでありましたり、

さらには、今回あったような不測の事態が発生した場合、予算で繰り越しする額よりも、合併特例債が多く必要になるといったようなケースがあった場合の対応としてはどういったものが取れるのか。ないにこしたことはないんですが、合併特例債の発行可能額が84億2,860万円に対して、繰越額入れまして83億2,880万円と1億円弱残ることにはなっているんですが、普通に入札すればそんな高くなることはないと思うんですが、追加が必要になった場合、どういった対応が取れるのかといったところも答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 繰越しを実施していくわけですが、特にLED化につきましては、それぞれ各施設ごとに入札を実施する予定にしております。追加の工事といたしますか増額になった場合につきましては、合併特例債につきましては活用できませんので、そのところは一般財源で対応ということになります。適切な入札を実施していきまして、事業費を減額できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 宇野健康推進課長。

○健康推進課長（宇野浩史君） 私の課では、瑞穂保健福祉センターでのLED化を予定しておりまして、発注時期につきましては、今設計について準備を進めておりますので、第1四半期のできるだけ早い時期に発注をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） こども園施設の関係ですと、みずほこども園とわちこども園のLED化の工事を実施いたしますが、年度早々から契約に向けての準備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 学校関係、小学校・中学校の体育館や各教室等のLED化につきましても、四半期できるだけ早い時期に準備を進めたいと思っております。工事そのものについては学校施設や社会体育施設等になってますので、その辺の調整もしてまいりながら、来年度中に工事が終わるように進めたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（豊嶋浩史君） 山村開発センターですけれども、こちらも四半期前半にできる

だけ契約できますように今事務を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山社会教育課長。

○社会教育課長（西山直人君） 社会教育課の施設としましては、和知ふれあいセンターアーナのLED化であったり、図書館和知分館のLED化であったりということを計画しております。年度当初から設計なりしてきまして、早々に発注をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○6番（山崎裕二君） 今それぞれ所管課から答えていただいたので、大丈夫かとは思いますが、優先度が不可避で、町の設置管理する施設はこれで全てLED化が完了するのか。それがまず1点。

教育委員会で、事務局の一般経費で公用車の購入という形で繰越しがあります。今ある車に追加してということになると思うんですが、今ある車は和知の教育委員会に置いてある車とかそういったところもあるかと思うんですが、どこにまず置いておくのか。そして、どのような活用をするのか。そして、公用車全てを利用して一遍に児童・生徒を運んだとして、この1台を追加することによって最大何人運べるのかといったところも答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 宇野健康推進課長。

○健康推進課長（宇野浩史君） 健康推進課で所管をしております施設に健康管理センターがございます。健康管理センターにつきましては、令和9年度以降にまた検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） こども園の関係ですと、わちこども園、みずほこども園、それぞれ3か年計画で更新を行う予定としておりまして、わちこども園については、この繰越しによって最終年度を終了する予定ですが、みずほこども園については、3年計画の初年度の計画になっておりますので、あと2か年かけて実施をしていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、保育の影響が出ないように、それぞれの部屋を分けて年齢別に実施しているという状況でございますので、3か年計画でございます。

それから、子育て支援センター（旧上豊田保育所）については、今後の施設の利用状況等も考えながら、また検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 学校施設のLED化ですけども、瑞穂小学校の体育館、和知中学校の体育館がLED化ができていない状況ですが、長寿命化タイプのもので利用しておるといって運用しておりますので、来年度以降、検討を進めたいと思っております。

また、各小中学校、教室がたくさんあるんですけども、細々した教室につきましても、全てが終わっているわけではございませんので、来年度以降、順次進めていきたいと考えております。

公用車の購入についてのご質問ですけども、どこに配置するかにつきましては、現在、竹野小学校に配置する予定としております。

また、活用につきましては、令和8年度から丹波地区の3小学校等で、5年生、6年生の合同学習が週2回午後からスタートします。その部分ですとか、猛暑対策ですとか、そういうものに活用する予定で進めております。

また、新しく購入する公用車につきましては、8人乗りを予定しておりますので、8人運べることになるかと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山社会教育課長。

○社会教育課長（西山直人君） 社会教育課の施設としましては、公民館が5施設中、4施設を来年度以降に検討というところです。

それから、体育館施設につきましては4施設あるんですけども、いずれについてもまだLED化はできておりません。

それから、残りのほかの施設につきましては4施設あるんですけども、1施設はLED化が済んでおりますけども、残り3施設はまだですので、それについても使用状況に応じまして、順次検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（豊嶋浩史君） 山村開発センターでございますけれども、今回、LED化するのはホールでございます、それ以外の部分につきましては、まだ蛍光灯という形でございますので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

議案第36号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算(第7号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第37号 令和7年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)》

○議長(梅原好範君) 日程第36、議案第37号 令和7年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

これ以て討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

議案第37号 令和7年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第38号 令和7年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第37、議案第38号 令和7年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

議案第38号 令和7年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第39号 令和7年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第38、議案第39号 令和7年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

議案第39号 令和7年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第40号 令和7年度京丹波町土地取得特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第39、議案第40号 令和7年度京丹波町土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎裕二君。

○6番(山崎裕二君) 土地開発基金に繰り出しをするという内容ですが、土地開発基金の令和7年度末の現在高見込みをお示してください。

○議長(梅原好範君) 山内財政課長。

○財政課長(山内明宏君) 令和7年度末の残高でございますけども、1億1,929万3,266円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長(梅原好範君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

議案第40号 令和7年度京丹波町土地取得特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第41号 令和7年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第3号)》

○議長(梅原好範君) 日程第40、議案第41号 令和7年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎真宏君。

○5番(山崎真宏君) 1点お伺いいたします。

運行事業収入の受託収入が利用者減ということなのですが、今後も減る見込みなのか。まず、減った理由をお伺いいたします。

○議長(梅原好範君) 堀企画情報課長。

○企画情報課長(堀 友輔君) 当初から町外の学校進学がございまして、人数が減ったということでお聞きをしております、減額をしております。

以上でございます。

○議長(梅原好範君) ほかに質疑ありませんか。

山崎裕二君。

○6番(山崎裕二君) 同じく5ページ、6ページなのですが、今回、町営バスフィーダー補助金が大幅な増額となって、一般会計の繰入れが大分抑えられたというような状況になっております。委員会でもいただきましたが、今後の町営バスフィーダー補助金の見込みをお示し

ください。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 今回、地域内系統の国庫補助金の上限額の変更によりまして、補正をさせていただいておりますけれども、今後につきましては、当初計上しておりました予算どおりといたしますか、フィーダーの確保金額で推移するだろうというふうに予測をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

議案第41号 令和7年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数です。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は1時10分とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時10分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第41、議案第42号 令和7年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第41、議案第42号 令和7年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべて質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべて討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

議案第42号 令和7年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第43号 令和7年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第42、議案第43号 令和7年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべて質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべて討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

議案第43号 令和7年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり

り決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員です。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第44号 令和7年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第43、議案第44号 令和7年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

議案第44号 令和7年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第45号 令和7年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第44、議案第45号 令和7年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

議案第45号 令和7年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第46号 令和7年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第45、議案第46号 令和7年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

議案第46号 令和7年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

《日程第46、議案第47号 令和7年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) 日程第46、議案第47号 令和7年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

議案第47号 令和7年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

《日程第47、議案第48号 令和7年度京丹波町水道事業会計補正予算(第4号)》

○議長(梅原好範君) 日程第47、議案第48号 令和7年度京丹波町水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

議案第48号 令和7年度京丹波町水道事業会計補正予算(第4号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

《日程第48、議案第49号 令和7年度京丹波町下水道事業会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) 日程第48、議案第49号 令和7年度京丹波町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

議案第49号 令和7年度京丹波町下水道事業会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

《日程第49、発委第1号 京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について及び  
日程第50、発委第2号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第49、発委第1号 京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第50、発委第2号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（西山芳明君） それでは、発委第1号 京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

新旧対照表でお示しのとおり、第8条第3項におきまして、議員が審議会等の委員に就任する際の例外について、法律で規定されている場合を除きとされておりますものを、法令で規定されている場合を除きに改正をするものでございます。これは、法律以外の、例えば政令や省令等で定められており、委員を選出する場合を想定しております。

以上、簡単ではございますが、京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例の制定につきましての趣旨説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、発委第2号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

本定例会初日に、京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例が可決されたことにより、令和8年4月1日からの本町行政組織改編に伴い、委員会条例を改正するものでございます。新旧対照表でお示しのとおり、京丹波町議会委員会条例第2条第1項第1号に規定する総務産建常任委員会の所管について、総務部、産業建設部に加え、企画経営戦略室を追加するものでございます。

また、第8条につきましては、現在の本町議会の運用に併せ、議長が常任委員会に属しないことを認めることを追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましての趣旨説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、発委第1号 京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより発委第1号を採決します。

発委第1号 京丹波町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、発委1号は、原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより発委第2号を採決します。

発委第2号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第51、発委第3号 米の価格安定と食料安全保障についての意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第51、発委第3号 米の価格安定と食料安全保障についての意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

居谷総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員会委員長（居谷知範君） それでは、発委第3号 米の価格安定と食料安全保障についての意見書につきまして、意見書を読み上げまして趣旨説明とさせていただきます。

米は日本人の主食であり、食料安全保障の根幹をなすものである。多くの生産者は、おいしい米を市場へ提供するために、試行錯誤を繰り返しながら、日々努力を続けている。

このような中、最近の米の価格高騰は、国民の関心事項として受け止められている。国は、備蓄米の放出などにより、米の価格を下げることに注力しており、国民の米離れを防ぐ対応としては理解・評価できるところであるが、生産者においては、今後、市場への供給が過剰となり、米の価格が急激に下落することへの不安を募らせている。

近年は、記録的な高温・少雨などの異常気象、カメムシ被害の拡大などにより、品質低下や収穫減が発生しており、米の生産を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。さらに、肥料、燃料代など生産コストの高騰により、厳しい経営を余儀なくされ、将来に不安を抱えたまま、採算が合わずに米づくりを辞めていった生産者も多い。その上、米の価格が安定せず、生産コストを割り込むようなこととなれば、多くの生産者が経営困難な状況下に追い込まれ、農業者の減少にますます歯止めがかからなくなるとともに、水源涵養などの多面的機能を有する水田の荒廃が進むことが懸念される。

生産者が意欲と希望を持てる農業は、再生産できる価格の確保が大前提となる。さらに、地政学リスクの高まりなどによる肥料、燃料代など生産コストの高騰を踏まえれば、持続可能な米の生産・供給のためには、生産者が営農継続可能な所得を確保できる価格の形成が求められている。

食料安全保障を確保し、生産者や水田を守るためにも、国におかれては、消費者の視点だけではなく、生産者の視点も大事にした米政策を展開することで、水田農業の維持と生産者の経営安定を図っていく必要があり、そのために、以下の事項を速やかに実施するよう強く求める。

1 生産者が意欲と希望を持って農業に取り組めるよう、再生産を可能とする合理的な費用を考慮した米の適正な価格形成の実現に向けた実効性のある仕組みを構築すること。

2 消費者に対しても、生産コストの高騰などを考慮した適正な価格形成についての理解醸成を図ること。

3 今後の生産が安定的に行われるよう、米の需給見通しの適切な情報提供と生産性向上のための支援を行うこと。

4 肥料、燃料、農業資機材の高騰に対応する支援を拡充すること。

5 気候変動対策、生物多様性の保全が喫緊の課題となっている中、水田をはじめ、農業の多面的価値をこれまで以上に重視し、政策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、趣旨説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） 先ほど、朗読をもってということでしたので確認なんですけど、朗読いただいたのが、地政学リスクの高まりなどによるという部分が、私たちが手元に持っているのと違うところで触れられたように思うんですが、2回目に出てきたところで触れられたように思うんですが、その確認を委員長お願いいたします。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○議長（梅原好範君） 再開します。

居谷委員長。

○総務産建常任委員会委員長（居谷知範君） 字句の整理につきましては、この後、議長に一任をさせていただきますことをご了承ください。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより発委第3号を採決します。

発委第3号 米の価格安定と食料安全保障についての意見書を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

また、先ほど申し上げましたように、意見書の字句、その他の整理については、議長に一任願います。

《日程第52、閉会中の継続調査について》

○議長(梅原好範君) 日程第52、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会及び各常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和8年第1回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 奥田健次

〃 署名議員 東まさ子